

令和6年度 第4回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年7月

魚沼市農業委員会

令和6年度第4回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
	○	4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁 右エ門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
○		12	阿 達 正	
○		13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
○		15	櫻 井 信 夫	議事参与の制限
○		16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎 藤 勝 浩	
○		森 山 玲 子	
○		櫻 井 紀 彦	

令和6年度 第4回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年7月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 9 番 佐藤 洋一 委員 10 番 浅井 典裕 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他 閉会宣言 15 時 25 分

令和6年度 第4回魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年度第4回魚沼市農業委員会総会は、令和6年7月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号4番小岩孝徳委員の1名です。出席者数18名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和6年度第4回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、各部会より報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、地域計画の2回目の話し合いが7月2日・4日に堀之内の公民館で行われました。各地区ごとに分かれて、担当委員が進行を務めました。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会、湯之谷地区におきましては、7月9日七日市地区、7月13日菰沢地区、7月16日吉田地区、各地区におきまして農政課担当者から出席いただき、地域計画の策定に係る確認等を行いました。参加人数が少なく、今後の課題としては集落の区長あるいは農家組合長を絡んで進めたほうが効率がいいんじゃないかなと思います。以上です。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会、特に報告事項ございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会については、会務報告であったとおり地区別の話し合いについては、予定どおり実施されております。他に、特にはございません。

広報部部会長（阿達正委員）

広報部は特段ありません。

議 長（上村会長）

それでは、報告事項それぞれ報告がありました。内容につきまして質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。議席番号9番佐藤洋一委員及び議席番号10番浅井典裕委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は9件、18筆、21,205.00㎡の届け出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定、貸借人への売却、経営規模縮小のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配付ということで目を通していただけたかと

思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の5ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は13件受理し、受理通知書を送付しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

整理番号3番・9番・11番・12番は相続手続きの遅れにより司法書士から届出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件、所有権移転贈与1件、使用貸借権設定4件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか2筆	合計1,805㎡
	譲渡人	*****		

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模の拡大です。譲渡人は農地を相続により取得しましたが、耕作できないため、以前より申請地を耕作していた譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有し、農業経験も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 畑 102 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、耕作便利のためです。申請地は譲受人所有農地に隣接しております。譲渡人は高齢であり耕作できないため、隣接地を耕作する譲受人とこの度売買の話がまとまり、申請があったものです。今後は畑地として耕作していくとのことですので、譲受人は農業経験が十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 **** 田 360 m²

譲渡人 ****

譲受人 ****

権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は県外在住で耕作できず、申請地は譲受人により保全管理されてきましたが、この度譲受人と贈与の話がまとまり、申請があったものです。今後は畑として妻と耕作していくとのことですので、譲受人は農業経験が十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4番・5番・6番・7番は、農業者年金受給に伴う使用貸借権設定と経営移譲に伴う使用貸借権設定です。

以上、整理番号1番から7番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田久委員

整理番号1番ですが、7月20日に現地確認及び訪問をしまして、譲受人に確認をしてまいりました。状況は事務局の言うとおりでありましたので、問題ないと思います。以上です。

井口恒一郎委員

整理番号2番ですが、7月12日、譲受人本人より申し出がありました。そして

7月18日、譲渡人に連絡を取りまして、確認をさせていただいております。また、翌日の7月19日に森山推進委員と現地確認をさせていただいております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

高橋祐次委員

整理番号3番ですが、先日7月19日に譲受人と話をしまして、今まで放置してありましたので草刈り程度でしたけれども、これからは畑として耕作していけるとのことでした。7月24日に現地確認をしまして、まだ耕してはいなかったのですが、草はきれいに刈ってありました。今後耕していくと本人は言っておりました。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に係る整理番号4番・5番・6番・7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から7番まで、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は5件です。

なお、整理番号2番については議事参与の制限がありますので、まずは整理番号1番及び整理番号3番・4番・5番を先に説明させていただきます。

整理番号1 申請地 ***** 田ほか2筆 合計404㎡
農地区分 第3種農地

権利種別 所有権移転 売買
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請概要 一般住宅2階建1棟の増改築
 転用目的 一般住宅建築敷地
 判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在アパートに居住しておりますが、申請地内の一部農地にある既存の中古住宅を購入し、増改築をして一体的な利用をするため、申請があったものです。

なお、本件は申請地の一部農地につき事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に住宅敷地として申請地を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

整理番号3 申請地 **** 畑 159 m²
 農地区分 第3種農地
 権利種別 所有権移転 売買
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請概要 カーポート1棟
 転用目的 カーポート建築敷地
 判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在アパートに居住しており、申請地に隣接する中古住宅がある宅地を購入予定であります。車庫がないため、併せて申請地を取得し、カーポートを新築して宅地と一体的に利用するため申請があったものです。

整理番号4 申請地 **** 田 673 m²
 農地区分 第3種農地
 権利種別 使用貸借権設定
 貸付人 ****
 借受人 ****
 申請概要 自動車整備工場1棟
 転用目的 自動車整備工場建築敷地
 判断理由 水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、申請地からおおむね500m以内に教育施設及び医療施設が2つ以上あるため

申請地は**地内の農地です。借受人は申請地に隣接する宅地内において自動整備業を既に営んでおりますが、現在の作業所が手狭となったため、隣接する父親所有の農地を借り受け、自動車整備工場を新設し、事業の拡大をするものです。

整理番号5 申請地 **** 田ほか2筆 合計3,318 m²
 農地区分 第3種農地
 権利種別 所有権移転 売買

譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 スキー場駐車場 69 台分及び雪捨て場
転用目的 駐車場敷地

判断理由 申請地から概ね 300m 以内に J R 越後須原駅があるため
申請地は**地内の農地です。スキー場利用者の駐車場について、既存の駐車場の一部が使用できなくなることから、申請地を取得し、スキー場駐車場 69 台分及び雪捨て場として利用するため申請があったものです。

なお、田 3 筆で合計 3,000 m²を超えますので、本総会で許可相当と承認された後は、8 月 16 日開催の新潟県農業会議の常設審議委員会の諮問案件となり、異論がなければ農業委員会会長名で許可処分を行うものです。

整理番号 1 番及び 3 番・4 番・5 番についての説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

貝瀬正美委員

整理番号 1 番ですが、7 月 6 日に電話対応をいたしまして、申請書どおりであることを確認しました。

井口恒一郎委員

整理番号 3 番ですが、7 月 12 日に代理申請者の行政書士から詳細の説明を受けました。そして、7 月 18 日両名に確認をさせていただいております。また、翌日の 7 月 19 日には森山推進委員と現地を確認させていただいております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますし、別段問題点はございません。

星野幸夫委員

整理番号 4 番ですが、7 月 23 日に仲丸推進委員と私の 2 人で現地調査を行いました。申請内容の確認につきましては、代理申請者の行政書士から立ち会ってもらい説明を受けました。申請地の現在は休耕田であり、一部で自家野菜等が栽培されている程度の状態でありました。賃借権の設定に関しては借受人と貸付人は同居している家族であるために、無償での貸し出しということになるそうです。また転用目的が自動車整備工場ということから油などの流出などが懸念される場所ではありますが、設計関係はどうなっていますかという質問に対して、しっかりと油分離槽を設備し、対処していきますということでしたので、何の問題もないかと思われました。詳細は事務局の説明どおりです。

大塚寛委員

整理番号 5 番ですが、7 月 21 日に大塚推進委員と現地確認を行わせていただきました。所在地は須原スキー場の現駐車場と隣接しているため、譲受人は駐車場敷地として使用したいとのことでした。また、譲渡人は高齢により立ち会いが困難ということでしたので、長女から代わりに立ち会っていただきました。長女の話によりますと、譲渡人の長男、次男共に既に他界しておりまして、これから先耕

作することができないため譲渡をしないと、そういうことでございました。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番・3番・4番・5番については、申請どおり許可いたします。

続いて整理番号2番について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

続いて、整理番号2番についてであります。議事参与の制限により櫻井信夫委員は退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号2	申請地	*****	田	315 m ²
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	駐車場5台		
	転用目的	駐車場敷地		
	判断理由	住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため		

申請地は**地内の農地です。譲受人は国道352号線を挟んで南側に建設会社を経営しており、申請地南側に隣接する地において既に倉庫兼車庫を利用しているものの、今後従業員を増加する計画もあり、従業員及び事業用車の駐車場が不足していることから、申請地を取得し駐車場として利用するものです。

なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地を駐車場として利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。申請地については、今後も引き続き現状のまま譲受人の駐車場として利用します。

議長（上村会長）

整理番号2番につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星仁右エ門委員

整理番号2番ですが、7月23日、戸田推進委員と*****の社長と現地立ち合いを行いました。現地はコンクリート舗装をされておりまして、駐車場として使用しているということです。あとは事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

整理番号2番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号整理番号2番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から5番まで、申請どおり許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は1件、1筆、合計97㎡です。

整理番号1	申請地	*****	田	97㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因			

10年前頃に道路拡張の公共事業により田の一部が買収され面積縮小となり、耕作放棄となった。通行量の多い交差点に近く、雑草雑木が繁茂した面積狭小の窪地であり、農耕作車両等の進入が難しく、耕作不適・耕作不便。

以上、1件につきまして、現地確認の状況から変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番につきまして、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	13件
	筆数	34筆
	面積	40,511.00 m ²

所有権移転	件数	1件
	筆数	2筆
	面積	4,336.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、20ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆
			合計4,336 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

井口恒一郎委員

吉水で*****というところがあるようですが、これはどういった事業をやっておられるところか、分かりましたら教えていただきたいのですが。

事務局（森山係長）

吉水の方が法人化し、農業を中心にお米ほか、加工品等を販売していると聞いております。

議長（上村会長）

その他、どうでしょうか。

（特になし）

特にないようでしたら、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

その他

事務局（櫻井主任）

- ・令和6年度全国農業新聞普及拡大計画について

事務局（斎藤事務局長）

- ・地域計画の集落等での話し合いのために区長・農家組合長へ送付した資料等について
- ・8月8日開催の農業委員会代表者研修会について

議長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきましては、以上で終了させていただきます。審議ありがとうございました。

（時刻は15時25分）

上記会議の内容は、令和6年度第4回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 9 番

議席番号 10 番
